

<評価の手法等>

別添1

事業名		評 価 項 目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部署
()内は方法を示す。		費 用 便 益 分 析		費用便益分析以外の主な評価項目		
		費 用	便 益			
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)		・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生時の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等を取りまく状況等	・国勢調査 メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局
海岸事業 (代替法、CVM・TCM(環境保全・利用便益))		・事業費 ・維持管理費	・浸水防護便益 ・侵食防止便益 ・飛砂・飛沫防護便益 ・海岸環境保全便益 ・海岸利用便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生時の危険度	・国勢調査 メッシュ統計 ・水害統計	水管理・国土保全局 港湾局
道路・街路事業 (消費者余剰法)		・事業費 ・維持管理費	・走行時間短縮便益 ・走行経費減少便益 ・交通事故減少便益	・事業実施環境 ・物流効率化の支援 ・都市の再生 ・安全な生活環境の確保 ・救助・救援活動の支援等の防災機能	・道路交通センサス ・パーソントリップ調査	都市局 道路局
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業 (ヘドニック法)	・事業費 ・維持管理費	＜拠点地区内＞ ・事業の実施により発生する収益 ＜拠点地区外＞ ・事業の影響による効用水準の変化	・土地利用転換 ・土地有効利用 ・住宅の質 ・計画の位置づけ	・相続税路線価 ・公示地価	住宅局
	優良建築物等整備事業 (ヘドニック法)	・施設整備費 ・用地費 ・維持管理費	・事業区域内の便益 ・事業区域外の便益	事業執行の環境 防災上危険な市街地の整備 安全な市街地の形成	・相続税路線価 ・公示地価	
	地域居住機能再生推進事業のうち公営住宅等整備事業等	評価の対象となる事業について、福祉的側面を重視しつつ、効率性、政策効果等を含めた総合的な指標により評価する。 ※居住水準向上効果について、費用便益比を算出(費用:事業費・維持管理費、便益:近傍同種住宅の市場家賃)			・福祉的役割 ・安全確保(建替事業の場合のみ) ・居住水準向上効果 ・地域波及効果 ・政策誘導効果	
市街地整備事業 (都市機能立地支援事業) (ヘドニック法)		・施設整備費 ・用地費 ・維持管理費	・事業区域内の便益 ・事業区域外の便益	・まちの活力の維持・増進 ・良好な都市環境の整備 ・土地の有効利用	・相続税路線価 ・公示地価	都市局 住宅局
都市・幹線鉄道整備事業 (消費者余剰法)		・事業費 ・維持改良費	・利用者便益(時間短縮効果等) ・供給者便益 ・環境への効果・影響	・道路交通混雑緩和 ・地域経済効果 ・生活利便性の向上 ・安全への効果・影響	・旅客地域流動調査 ・パーソントリップ	鉄道局
港湾整備事業 (消費者余剰法)		・建設費 ・管理運営費 ・再投資費	・輸送コストの削減(貨物) ・移動コストの削減(旅客)	・地域の活性化 ・地元等との調整状況 ・環境等への影響	・各港の港湾統計資料	港湾局

事業名	評 価 項 目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
()内は方法を示す。	費 用 便 益 分 析		費用便益分析以外の主な評価項目		
	費 用	便 益			
空港整備事業 (消費者余剰法)	＜滑走路の新設・延長＞ ・建設費 ・用地費 ・改良・再投資費	＜滑走路の新設・延長＞ ・利用者便益 (時間短縮、移動費用低減等) ・供給者便益 (着陸料収入等)	・輸送機能の安定性 ・地域活性化 ・防災機能効果	・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報 ・全国幹線旅客純流動調査	航空局
都市公園事業 (TCM、コンジョイント分析、CVM、効用関数法)	・建設費 ・維持管理費	・健康、レクリエーション空間としての利用価値 ・環境の価値 ・防災の価値 ・その他の効果	・計画への位置付け ・安全性の向上 ・地域の活性化 ・福祉社会への対応 ・都市環境の改善	・国勢調査結果	都市局

事業名	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
官庁営繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果	・官庁建物実態調査	官庁営繕部
小笠原諸島振興開発事業	評価対象事業について、基本的要件（民間事業者による十分な整備が見込めないこと、ニーズに適合していること等）を全て満たしていることを必須条件として、右の基準のいずれかを満足するか評価する。	・シビルミニマムとして必要 ・村内自己完結性を確保 ・リダンダンシーを確保 ・帰島者の定着、生活安定に必要な措置	・東京都小笠原支庁管内概要	国土政策局
気象官署施設整備事業	評価対象を整理した上で、右のような要素ごとに、業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	・事業（施設）の緊急性 ・計画の妥当性（現時点での計画の実現性及び選定地点、測定機器の妥当性） ・事業（施設）の効果		気象庁

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

ヘドニック法

投資の便益がすべて土地に帰着するというキャピタリゼーション仮説に基づき、住宅価格や地価のデータから、地価関数を推定し、事業実施に伴う地価上昇を推計することにより、社会資本整備による便益を評価する方法。

コンジョイント分析

仮想状況に対する選好のアンケート結果をもとに、評価対象資本の構成要素を変化させた場合の望ましさの違いを貨幣価値に換算することによって評価する方法。

効用関数法

プロジェクトの実施による関係者の望ましさ(効用)の変化から便益を貨幣価値で評価する方法。